

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県老人福祉法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県老人福祉法施行細則の一部改正

ア 老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、規則中引用している同法の規定を改める等の所要の規定の整備を行う。

イ 届出書等について所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、規則中引用している同法の規定を改める。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)のアの一部及びイを除き、平成21年5月1日とする。